

# 県内で夜間営業時間の短縮にご協力いただいた皆様へ

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、1月4日・7日の県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

※ 12月7日～12月17日の時短要請に対する協力金は第3弾、12月18日～1月11日の時短要請に対する協力金は第4弾のご案内をご覧ください。

**交付額：1店舗あたり最大162万円**

対象店舗	<p>営業の形態や名称にかかわらず、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等                  ※ただし、テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカーのほか、ネットカフェ・マンガ喫茶は対象外</p> <p>※飲食店に限らず、例えば以下のような店舗で、食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している場合には、営業時間を5時から20時までに短縮（酒類の提供は11時から19時まで）にすれば、協力金の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場等）</li> <li>・遊興施設等（カラオケ、キャバレー、スナック、バー、個室ビデオ、ライブハウス等）</li> <li>・遊戯施設（ボーリング場、スポーツクラブ、麻雀店、パチンコ屋、ゲームセンター等）</li> <li>・ホテル又は旅館の、複数人数での利用が可能な飲食提供スペース（宴会場など。客室は除く）</li> </ul>								
対象地域	神奈川県全域								
時短営業要請期間	令和3年1月12日(火)～2月7日(日)								
要請内容	5時から20時までの時短営業（ <u>酒類の提供は11時から19時まで</u> ）								
協力金	1店舗あたり最大162万円								
	<p>※時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×6万円」を交付します。  <u>時短営業を開始した日から、2月7日まで連続して時短営業することが必要です。</u></p>								
	例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時短営業実施日</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1月12日～2月7日に20時まで時短</td> <td>2月7日を含む連続した27日間で162万円</td> </tr> <tr> <td>② 1月20日、2月3日～7日に20時まで時短</td> <td>1月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円</td> </tr> <tr> <td>③ 1月12日～2月6日は20時まで時短。2月7日は通常営業</td> <td>2月7日を含まないため対象外。0円</td> </tr> </tbody> </table>	時短営業実施日	交付金額	① 1月12日～2月7日に20時まで時短	2月7日を含む連続した27日間で162万円	② 1月20日、2月3日～7日に20時まで時短	1月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円	③ 1月12日～2月6日は20時まで時短。2月7日は通常営業
時短営業実施日	交付金額								
① 1月12日～2月7日に20時まで時短	2月7日を含む連続した27日間で162万円								
② 1月20日、2月3日～7日に20時まで時短	1月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円								
③ 1月12日～2月6日は20時まで時短。2月7日は通常営業	2月7日を含まないため対象外。0円								
<p>※対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、時短営業を行った全店舗について一括して申請してください。</p>									

### 【申請受付期間】

時短要請期間終了後に受付を開始する予定です。

具体的な受付時期・申請方法については、ホームページをご確認ください。

## 【対象店舗】

1. 県内にある食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗である
2. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年1月4日より前に受けている。また、当該許可の有効期限が令和3年2月7日（時短営業要請期間の最終日）以降である
3. 令和3年1月4日より前に開業していて、営業の実態がある
4. 令和3年1月4日より前から20時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和3年1月12日～2月7日の間に、5時から20時の間に時短営業（酒類の提供は11時～19時まで）又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している

## 【提出書類】

1. 交付申請書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
4. 従来の営業時間がわかる写真など（看板など）
5. 店先に「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの  
※「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（又は休業していること）」、「酒類の提供時間（又は提供していないこと）」及び「店舗名」を一般に広く公開しているものをいいます。
6. 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）

※第3弾、第4弾を申請された方については、一部、提出書類が省略できます。詳細はホームページをご確認ください。

## 【イメージ】

### ▼提出書類4



### ▼提出書類5

時短営業

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）

神奈川県要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
**時短営業**を実施します。

○実施期間  
令和3年 / 月 / 12日  
~ 2月7日

○時短営業期間中の営業時間  
10時00分 ~ 20時00分

酒類の提供 11時 ~ 19時  酒類の提供なし

○店舗名 居酒屋カナガワ

詳しくは、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）  
ホームページをご覧ください

神奈川県 協力金 第5弾



## 【問合せ先】 ※コールセンターが開設されるまでの間

080-7490-7903、080-7490-7908、080-7490-7913、080-7490-7927

080-7490-7992 ※後日、専用のコールセンターを開設します。番号が決まり次第ご案内します。

<受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時